



被災者支援に関する「有識者検討会」について

1. 経緯・趣旨

- 被災者支援については、東日本大震災を受けて重点的に取り組んでいくことが求められており、災害対策基本法等の一部改正法に基づく災害救助法の厚生労働省から内閣府への移管（本年10月1日）により、災害発生直後の救助からその後の生活再建に至るまでの被災者に対する支援を、関係省庁との連携の下、内閣府が所管することとなった。
また、近年、集中豪雨や竜巻などの異常気象も続いており、被災者支援への関心が高まっている。
- こうした中で被災者支援については、引き続き様々な課題が指摘されており、例えば応急仮設住宅建設と既存の住宅資源の有効活用の整理や被災者が生活再建に必要となる各種情報へ迅速にアクセスできるようにしていくための方策等が求められている。このほか、災害救助や被災者の生活再建に係る国と地方の連携などを含め、これら課題・問題についての対応方針等について幅広く検討し、総合的に整理を行う必要があることから、本年10月より、「被災者に対する国の支援の有り方に関する検討会」による検討を開始するものである。

2. 主な検討項目

- (1) 被災者支援に関する基本的な理念・方針
- (2) 「自助・共助・公助」の関係、国と地方の役割分担の整理
- (3) 被災者支援の推進方策等について
(被害の実態把握、民間保険、被災者生活再建支援、災害救助等)
- (4) 災害時における効率的・効果的な「住まい」の確保策等について
- (5) 被災者が必要とする情報に迅速にアクセスできる仕組みづくりについて

3. 委員

有識者及び地方公共団体関係者 10名程度（調整中）

4. 今後のスケジュール

平成25年10月 検討開始
平成26年夏頃（目途） 検討会の意見整理

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
金谷内, 加藤, 藤澤
TEL 03-5253-2111（内線51608）
03-3501-5191（直通）